テーマ			歳入の確保
番号	11	11 改革項目 収納率の向上	
	事業推進	課	納税課

■現状と課題

歳入の主となる市税について、現年度課税分の徴収率は、県内各自治体の徴収率順位からすると中上位に位置し、過年度繰越滞納分の徴収率は 上位に位置している状況です。

今後においては、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少や、新型コロナウイルス感染症拡大の影響などによる税収減が懸念されるため、適正な徴収対策の強化が課題となります。

【徴収率の推移】

市税3税	現年度微収率	滞納繰越徵収率
平成29年度	98.93%	39.94%
平成30年度	99.02%	47.09%
令和元年度	98.94%	50.23%

■取組の概要と方向性

厳しい社会情勢の中、安定した住民サービスを持続できるよう自主財源を確保するため、市税の現年度課税及び過年度 滞納繰越分の徴収率向上のための対策強化を図ります。

現年度課税については、随時の納税相談を実施し、催告書発送から滞納処分まで早期に着手することにより、滞納繰越 しの縮減に努めます。

過年度滞納繰越分についても随時納税相談を実施し、財産調査等による納税資力の見極めから滞納処分までを早期に 実施するとともに、徴収困難事案については、茨城租税債権管理機構に移管し、滞納処分の執行又は執行停止処分の指 導を受けるなど、今後も協力体制の下、徴収率の向上を図ります。

また、従来のコンビニ納付や口座振替、Yahoo!公金支払いを利用してのクレジット納付に加え、スマホ決済アプリでの納付サービスもスタートしました。キャッシュレス化の推進により、納税しやすい環境を整え、利便性を高めることで徴収率の向上に繋げます。

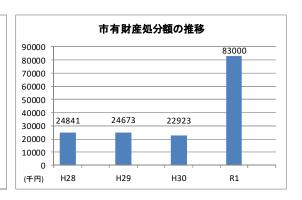
■取組スケジュール

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度			
	【現年度】 ・現年度未納者への早ま ・滞納処分の早期執行							
取組	【過年度滯納繰越】							
内容		・預金、給与等の滞納処分の適正実施 ・高額及び対応困難事案の茨城租税債権管理機構への移管 ・納税資力を的確に見極めた執行停止処分						
	【納税困難者の対応】							
	・納税相談、財産調査等・納付計画の作成							
指	現年度課税の目標徴収率 (%)							
標	98. 80	98.85	98.90	99. 05	99. 10			
指	過年度課税(滞納繰越)の目標徴収率 (%)							
標	50. 30	50.40	50.50	50.60	50. 70			

テーマ		歳入の確保			
番号	12	改革項目	市有財産の処分		
事業推進課			管財課		

■現状と課題

普通財産[※]に分類される未活用の土地で、市街化区域に存する等、 比較的経済価値の高い土地については、積極的に売却を進め、財源 確保に努めています。普通財産の売却は、平成17年度から積極的に 進め、令和元年度までの売却額は、約14億円となっています。しかし、 把握している売却可能な普通財産は年々減少し、市が保有する財産 について、精査を実施し、売却可能な財産を選別することが必要となっ てきています。



■取組の概要と方向性

かねてより進めてきた戸頭終末処理場跡地の売却については、一般競争入札による売却を行い、財源を確保するとともに、民間資本による未利用地の有効活用によってまちの活性化に繋げます。その他、普通財産で未活用となっている財産の整理を行い、売却できる物件から積極的に財産処分を進めます。また、売却対象の中で未売却となっている物件については、売払い看板の設置、ホームページ等での情報周知を強化し、再度一般公募を実施し、財産の処分を図っていきます。

■取組スケジュール

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度			
75-								
取組内容	一般競争入札による市有財産の処分及び市有財産の精査(売却可能な市有財産の選定)							

※普通財産…市有財産のうち、市において市が直接使用する財産(庁舎、消防施設等)または市民が共同利用する財産(学校、図書館、公園等)を行政財産といい、それ以外の市有財産のことを普通財産といいます。

「経済的価値の発揮」を目的としており、間接的に市の行政に貢献させるため、管理処分(売却、貸し付け等)するべき性質を持つ財産です。

テーマ			歳入の確保
番号	13	改革項目	新たな財源の確保
事業推進課			政策推進課

■現状と課題

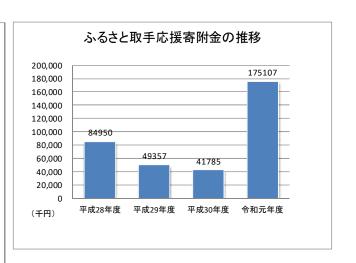
歳入における市税収入は、少子高齢化や、税制改正の影響により、個人市民税、法人市民税等の減少など、全体として減少傾向にあります。また、歳出面においては、全国平均、県内平均を上回るペースで高齢化が進み、扶助費の増加による義務的経費の増大が財政を圧迫する要因となっています。このような厳しい財政状況の中でも安定的な財政運営を進めていく必要があり、自主財源の確保に努めます。

自主財源の確保でも大きな役割が期待される、ふるさと取手応援寄附金については、令和元年度にふるさと納税指定制度の運用が開始されたことで、返礼割合や募集経費などが厳格にルール化され、市町村間でより公平な条件で寄附を募ることができるようになりました。

■取組の概要と方向性

前プランに引き続き、広告料収入ではホームページのバナー広告や車両広告など、広告料収入の確保に努めていきます。また、広告収入を原資とするAEDの設置により、従来設置にかかっていた費用の削減を進めています。このような新たな広告媒体の導入に向けて調査研究を続けます。

ふるさと応援寄附金は制度運用の厳格化により公平な運用が進んだ結果、増加傾向にあります。返礼品の種類を増やし、制度の拡充を図ると共に、資金調達だけでなく、市の現状とそれに対する施策の広報にも繋がる、クラウドファンディング等の財源確保に向けた新たな手法の検討を進めます。



■取組スケジュール

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
取組内容							
	・新たな財源の確保のための調査・研究(先進事例研究・各種研修会参加等) ・ふるさと取手応援寄附金の拡充のための施策(返礼品の種類増) ・クラウドファンディング等の導入検討						